

白山市市民提案型 まちづくり支援事業補助金

◇令和6年度地域コミュニティ組織対象分 募集要項◇

募集期間：令和6年5月1日（水）～24日（金）

※本提出前の事前相談は令和6年5月17日（金）まで

《ご応募・お問い合わせ》

白山市 企画振興部 協働推進課
〒・住所/924-8688 白山市倉光二丁目1番地
TEL/076-274-9517（直通）
メールアドレス/kyoudou@city.hakusan.lg.jp



1. 対象事業

(1) 対象となる事業

- ① 年間を通じた取り組みにより、新たなまちづくりの展開につながるもの。
- ② 地域の活性化や魅力向上、課題解決に資する、公共の利益につながるもの。
- ③ 事業の継続性や発展性が見込まれるもの。

(2) 対象とならない事業

- ① 白山市地域コミュニティ推進交付金で実施（予定）する事業
- ② 地域内で既に同一の内容で実施している事業。
- ③ 他の助成制度の対象となる内容のもの。（見込みを含む。）
- ④ 事業の効果が一部の限定された範囲に留まるもの。
- ⑤ 営利又は売名を目的とする事業
- ⑥ 公序良俗に反する事業
- ⑦ 宗教的活動や政治的活動を目的とする事業
- ⑧ 施設の整備や備品の購入を主目的とする事業

2. 対象経費

(1) 対象となる経費

- ① 外部講師、出演者等への謝礼、交通費及び宿泊費
- ② チラシ・ポスター、報告書等の作成費や印刷費及び材料、消耗品等の購入費
- ③ 事業実施のうえで必要な通信運搬費
- ④ 保険料（火災、地震等の家屋にかかるものは除く。）
- ⑤ イベントなどの会場等の使用料及び機器類の賃借（レンタル）料
- ⑥ 会議などでのお茶代
- ⑦ 事業実施のうえで必要な備品購入費
- ⑧ その他提案した事業実施に必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの。

(2) 対象とならない経費

- ① 実施団体等の構成員に対する人件費や謝礼
- ② 実施団体が行う視察等に係る経費
- ③ 飲食費（会議などでのお茶代は除く）
- ④ 実施団体の事務所を維持するための光熱費、家賃など
- ⑤ イベントなどでの景品代
- ⑥ 特定の個人及び団体の財産に対する投資に当たるもの
- ⑦ 情報ツールの利用料や保守管理等に係る経費

3. 補助金の交付

補助金の交付	1年度において1事業限り
補助金額・採択件数 (対象経費の10/10)	限度額20万円 2、3件程度 ※参加費、売上金などの収入がある場合は補助対象経費の総額から控除されます。
対象となる事業期間	令和6年7月1日（予定）から令和7年3月31日
交付回数	新たな工夫や発展性がある場合は、3回まで可

4. 応募方法

(1) 申請について

- ①事前相談 令和6年5月17日（金）まで
書類の本提出前に、書類を作成の上必ず事前相談にお越しく下さい。
- ②書類提出 令和6年5月24日（金）必着
事前相談、申請書類の確認を経て協働推進課に必要書類を提出してください。

(2) 提出書類（書類様式は、市ホームページからダウンロードできます。）

- ① 市民提案型まちづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 市民提案型まちづくり支援事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 見積書の写し
- ⑤ 規約等及び会員名簿の写し
- ⑥ 市民提案型まちづくり支援事業地区推薦書（様式第4号）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類



市ホームページへリンク

5. 審査方法

事務局での書類確認、受付の後、「白山市市民提案型まちづくり支援事業審査会」にて内容を審査のうえ採用の可否を決定します。